

平成 21 年度定期監査（3）（土木工事） 監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 21 年度定期監査（3）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

記

1 監査の概要

（1）監査の実施時期

平成 21 年 6 月 23 日および同月 24 日の 2 日間

（2）監査の方針

今回の監査は、平成 21 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 20 年度の土木工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施をした。

（3）監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

- ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。
- イ 設計図書の作成および関係官庁との協議等が適切に行われているか。
- ウ 周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。
- エ 設計図書に沿って施工が適正、的確に行われているか。
- オ 工事関係書類の確認および監督は、適切に行われているか。

（4）監査対象工事

- ア 練馬区立学田公園雨水貯留槽設置工事 [練馬区豊玉南三丁目地内]
- イ 練馬区立谷原児童公園改修工事 [練馬区谷原五丁目 5 番地内]
- ウ 路面改良工事（その 20） [練馬区谷原五、六丁目地内他一箇所]
- エ 練馬区立むさしの広場公園整備工事 [練馬区西大泉六丁目 19 番地内]

（5）監査対象部課

環境まちづくり事業本部 土木部 計画課、工事課および公園緑地課

2 監査の結果

適正に執行されており、指摘すべき事項はなかった。

なお、設計について一部適切でない事務処理があったので指導した。